

明海大学オープンアクセス方針実施要領

この要領は、「明海大学オープンアクセス方針」（2024年10月1日学長裁定。以下「本方針」という。）の実施に必要な事項を定めるものです。

（趣旨）

1 明海大学（以下「本学」という。）は、本学教員による教育・研究の成果物を広く学内外に公開し、また、そのアクセスを恒久的に保証することにより、学術研究のさらなる発展に寄与し、社会の持続的発展に貢献することを目的として、オープンアクセスに関する方針を以下のように定めるものとする。

○ オープンアクセスとは、学術論文等がインターネット上で公開され、無料で利用が可能になっている状態を指します。

オープンアクセスにより、大学等研究機関が研究成果を広く世界に発信し、学際的な研究やイノベーションの創出を促すとともに、研究成果を社会に還元することが期待されています。

○ オープンアクセスによって、著者にとっても、以下のようなメリットが考えられます。

- ・インターネット上で、無料で公開することによって、誰にでも論文を読んでもらうことができます。
- ・上記によって、論文が引用される可能性が高くなります。
- ・研究成果を社会に還元し、活用を促進することにつながります。

○ オープンアクセスの手段としては、以下の2種類があります。

- ・グリーン・オープンアクセス

機関リポジトリ等で、出版社版又は著者最終稿を無料で公開する方法。

- ・ゴールド・オープンアクセス

学術雑誌自体をオープンアクセス出版する方法。現状では、著者が APC（Article Processing Charge＝論文出版加工料）を支払うことによってオープンアクセスジャーナルを出版するというモデルが主流となっている。

○ 本方針は、本学の教員による自発的な研究成果の公開を促すために、本学が大学組織全体として学内外へ意思表示を行うものであり、本学は明海大学機関リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）を通じてグリーン・オープンアクセスの実現を目指します。

なお、本方針は、教員の意思に反して研究成果の公開を求めるものではありません。

（研究成果の公開）

2 本学は、出版社、学協会、本学学部・研究科・研究所等が発行する学術雑誌・紀要等に掲載された、本学に在籍する教員（以下「教員」という。）の研究成果（以下「研究成果」という。）を、明海大学学術リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）によって公開する。ただし、研究成果の著作権は、本学には移転しない。

- 本方針の対象となる「本学に在籍する教員」は、学校法人明海大学任用規程第2条に定める教育職員（教授、准教授、講師、助教及び助手）です。
- 本方針の対象となる「研究成果」は、国内外の出版社や学協会が発行する学術雑誌に掲載された論文（当該研究成果に掲載の所属が本学であるもの）及び本学学部・研究科・研究所等が発行する紀要に掲載された論文です。学外研究者との共同研究成果も本方針の対象となります。
- 本学に在籍する教員が退職した後も、本学在籍時に発表し、リポジトリに登録した研究成果は、引き続き保存、公開されます。
- 本方針の対象となっていない教職員、大学院生等についても、リポジトリへの登録は可能です。詳細については、「明海大学学術リポジトリ管理運用要項」（2018年4月1日施行）をご参照ください。
- リポジトリへの登録にあたり、研究成果の著作権が本学へ移転することはありません。登録前の著作権者が著作権を保持し続けます。

（適用の例外）

- 3 著作権等のやむを得ない理由でリポジトリによる公開が不適切である場合、本学は当該研究成果を公開しない。

- 「リポジトリによる公開が不適切である場合」には、次のようなケースが考えられます。
 - ・ 出版社の許諾が得られない。
 - ・ 共著者の同意が得られない。
 - ・ 出版社版と異なる版の公開を差し控えたい。等

（適用の不遡及）

- 4 本方針施行以前に出版された研究成果や、本方針施行以前に本方針と相反する契約を締結した研究成果には、本方針は適用しない。

- 本方針は、施行日（2024年10月1日）より前に出版された研究成果には適用しません。

（リポジトリへの登録）

- 5 教員は、研究成果について、できるだけ速やかにリポジトリ登録が許諾される適切な版を本学に提供する。リポジトリへの登録、公開等リポジトリに関する事項は「明海大学学術リポジトリ管理運用要項」に基づき取り扱う。

- 研究成果が出版された後、リポジトリ登録が許諾される著者最終稿等の適切な版をで

きるだけ速やかに図書館にご提供ください。その際、「学術リポジトリ登録申請書」を合わせて提出してください。

- リポジトリ登録が許諾される適切な版は、掲載誌の方針により異なります。掲載誌がリポジトリ登録を認める版を提出してください。「出版社版」の登録が認められていれば「出版社版」を、「出版社版」の登録が認められていない場合は、「著者最終稿」を提出してください。

- ・ 出版社版

- 著者校正後、出版社が版組を行い、雑誌に掲載された論文。

- ・ 著者最終稿

- 査読後、出版社に受理された原稿で、著者校正や出版社による版組が行われる前の原稿。

出版社により公開禁止期間（エンバゴ）が設定されている場合は、公開禁止期間が終了した後、リポジトリで公開します。

- 共著者がいる場合は、あらかじめ共著者全員からリポジトリ登録の許諾を得た上で、研究成果を提出してください。
- 登録申請者以外に著作権者がいる場合は、事前に許諾を得る必要があります。
研究成果の著作権が学協会・出版社等にある場合は、登録申請者において学協会・出版社等のリポジトリ登録方針を確認した上で、研究成果を提出してください。
- リポジトリへの登録、公開等リポジトリに関する事項は、「明海大学学術リポジトリ管理運用要項」に基づき取り扱います。

（その他）

- 6 本方針に定めるもののほか、オープンアクセスに関し必要な事項は、関係者間で協議して定める。

- 本方針の実施に際し必要な事項は、この要領及び「明海大学学術リポジトリ管理運用要項」に定めています。なお、定めのない事項については、必要に応じて、関係者間で協議して決定します。

【参考】

- ・「明海大学学術リポジトリ管理運用要項」

- https://meikai.repo.nii.ac.jp/?action=common_download_main&upload_id=247

- ・「明海大学学術リポジトリへの登録手続について」

- https://meikai.repo.nii.ac.jp/?action=common_download_main&upload_id=248

- ・「学術リポジトリ登録申請書」

- https://meikai.repo.nii.ac.jp/?action=common_download_main&upload_id=250